

三戸町デジタル地域通貨「さんのへ Pay」加盟店規約

本規約は、三戸町電子地域通貨事業実施要項に定める事項に関して、三戸町(以下「発行者」といいます。)と、電子地域通貨「さんのへ Pay」の取扱加盟店との間の契約関係(以下「本契約」といいます。)を定めたものです。

発行者から加盟店としての登録を受けることを希望する者(以下「加盟店希望者」といいます。)は、本規約及び本システム利用規定(第1条に定義します。)にご同意いただいた上で、発行者に対し、加盟店の登録をお申込みいただく必要があります。加盟店希望者が加盟店の登録をお申込みいただいた場合は、本規約及び本システム利用規定に同意したものとみなします。

第1条(定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次に定める意味を有するものとします。

- 1「加盟店」とは、さんのへ Pay を使用することができる加盟店として発行者が登録する事業者をいいます。
- 2「対象商品等」とは、加盟店がさんのへ Pay と引き換えに利用者に提供するものとして、発行者が承認した商品又はサービスをいいます。
- 3「さんのへ Pay」とは、発行者が、本システムを通じて、利用者に対して発行し、電磁的方法により記録される電子マネー及び各種デジタルポイントであって、利用者が加盟店においてさんのへ Pay 使用取引の決済に使用することができるものをいいます。
- 4「さんのへ Pay 使用取引」とは、利用者が加盟店において、発行者から発行を受けたさんのへ Pay と引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- 5「さんのへ Pay 取引金額」とは、さんのへ Pay 使用取引において決済されたさんのへ Pay に相当する金額をいいます。
- 6「さんのへ Pay 利用手数料」とは、さんのへ Pay 取引金額に応じて加盟店が発行者に支払う手数料をいい、手数料は無料とします。
- 7「さんのへ Pay カード」とは、さんのへ Pay の発行、利用のために発行者が利用者に対し発行する、QRコード等が掲載されている専用カードをいいます。
- 8「さんのへ Pay アプリ」とは、利用者がスマートフォン等にインストールしてさんのへ Pay を利用するためのアプリケーションソフトウェア(CommPay ユーザーアプリ)をいいます。
- 9「本システム」とは、さんのへ Pay の発行・管理・決済システム(TOPPAN 株式会社が提供する「CommPay」及び「ギフトカード ASP」システム等)をいいます。
- 10「本システム利用規定」とは、別途、TOPPAN 株式会社が定める「ギフトカード ASP サービス利用規定」等をいいます。
- 11「利用者」とは、発行者からさんのへ Pay の発行・給付を受け、又は自らチャージ(入金)を行い、当該さんのへ Pay を利用し、又は利用しようとする者をいいます。
- 12「ポイント」とは、地域振興や行政給付等に基づき付与されるデジタルポイント(全店舗で利用可能な共通ポイント、及び地元店舗等に限定して利用可能な専用ポイント／期間限定ポイント等)をいいます。

第 2 条(加盟店の登録)

- 1加盟店希望者は、本規約及び本システム利用規定の内容を承諾の上、発行者に対する加盟店申込書の提出、その他発行者所定の方法に従い、加盟店としての登録を申し込むものとします。加盟店希望者は、発行者に対して、申込み時に記載し、入力し、又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
- 2発行者は、加盟店希望者が前項の申込みをした場合は、加盟店の登録審査を行い、審査の結果、加盟店として加盟店希望者の登録を認めるときは、加盟店希望者に対し、その旨通知するものとします。
- 3発行者は、前項の通知をしたときは、速やかに本システム上に所定の情報を入力する方法により、加盟店希望者に関する情報を登録するものとします。
- 4本契約は、発行者が加盟店に対して第 2 項に従って通知をしたときに成立するものとします。
- 5加盟店は、前項に従い登録した情報について変更がある場合には、速やかに発行者に対し変更の届出をするものとします。

第 3 条(さんのへ Pay 使用取引)

- 1加盟店は、さんのへ Pay の内容及び条件に従い、利用者との間で、さんのへ Pay 使用取引を行うことができるものとします。
- 2加盟店は、さんのへ Pay 使用取引において、加盟店用決済アプリ(タブレット端末等)若しくは加盟店WEB 版画面を用いて利用者のさんのへ Pay カード若しくはアプリの QR コードを読み取る方法(CPM 方式)、又は店舗に掲示された QR コードを利用者がスマホアプリで読み取る方法(MPM 方式)により、さんのへ Pay による決済を実施するものとします。
- 3加盟店は、次項に定める場合のほか、利用者からのさんのへ Pay 使用取引の申込みを拒絶しないものとします。
- 4加盟店は、利用者からさんのへ Pay 使用取引の申込みを受けた場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、さんのへ Pay による決済を行ってはならないものとします。
 - (1) 利用者から、対象商品等以外の商品又はサービス(商品券、ギフト券、印紙、切手、プリペイドカード等の有価証券、たばこ、公々種料金の支払い等、発行者が指定する除外品目)について、さんのへ Pay による決済を求められた場合
 - (2) 利用者から、QR コードをキャプチャした画像、その他さんのへ Pay カード又はこれらに表示される QR コードの複製物による決済の申込みを受けた場合
 - (3) 偽造若しくは変造されたさんのへ Pay カード若しくはスマホ画面、又はこれらに表示される QR コードを提示された場合
 - (4) 前各号に該当すると疑われる場合
 - (5) 発行者からさんのへ Pay 使用取引の中止を求められた場合
- 5加盟店は、原則として利用者との間で行ったさんのへ Pay 使用取引の取消し又は解除は行わないものとします。ただし、取引発生から 720 時間(30 日間)以内であり、誤操作等の正当な理由に基づく場合は、本システムにおいて所定の取消処理を行うことができます。なお、720 時間を経過した後の取引取消しや返金対応等については、加盟店と利用者との間で自らの責任において対応するものとします。

第4条(加盟店標識・端末等の管理及び費用負担)

- 1加盟店は、発行者所定の加盟店標識及び販促物等(店舗掲示用 QR コード台紙、ポスター、ステッカー等を含みます。)を、発行者の指示に従って店舗内の見やすい場所に掲示し、又は表示するものとします。
- 2加盟店は、さんのへ Pay 使用取引のために使用する決済端末機器、通信環境及びログイン ID・パスワード等を、善良なる管理者の注意をもって厳重に管理するものとします。
- 3さんのへ Pay 使用取引に伴う決済端末機器及び通信費等の費用負担については、加盟店の希望や条件に応じて補助金対応と有償対応の両方を用意するものとし、希望するすべての加盟店に対して対応を行うものとします。

第5条(さんのへ Pay 取引金額等の精算及び支払)

- 1さんのへ Pay 取引金額は、第3条第2項に定める加盟店又は利用者による操作が本システムに反映された時点で確定するものとします。
- 2発行者は、さんのへ Pay 取引金額を所定の締め日(例:毎月末日等)で締め、加盟店に対し、所定の支払日(例:締め日の15日後等)までに加盟店が指定した振込先口座に、取扱期間のさんのへ Pay 取引金額(ただし、第3条第5項により取り消された取引、第6条等により支払を要しない取引にかかる金額等を控除した残額)から当該さんのへ Pay 取引金額にかかるさんのへ Pay 利用手数料を減じた額を支払うものとします。
- 3前項の精算において、取扱期間の精算対象額(振込金額)が1,000円未満の場合、発行者は当該精算額の支払いを次回以降の精算期日に繰り越すことができるものとします。
- 4精算結果及び明細は、本システム上の「加盟店管理 Web」を通じてデータ形式で提供するものとし、加盟店は自ら確認及びダウンロードを行うものとします。

第6条(不正なさんのへ Pay 使用取引の処理)

- 1加盟店が第3条第4項各号のいずれかに該当する場合においてさんのへ Pay 使用取引の申込みを受けたとき、又は同項各号のいずれかに該当する場合においてさんのへ Pay 使用取引を行ったことが判明したときは、加盟店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに、発行者が行う調査に協力するものとします。
- 2発行者は、加盟店が第3条第4項各号のいずれかに該当することを認識したうえでさんのへ Pay 使用取引を行ったと認められるとき、又は不正な取引と判断したときは、加盟店に対し当該さんのへ Pay 使用取引にかかるさんのへ Pay 取引金額を支払う義務を負わないものとします。
- 3前項に規定する場合において、発行者が加盟店に対し当該さんのへ Pay 使用取引にかかるさんのへ Pay 取引金額を支払済みであるときは、加盟店は、発行者に対し当該金額を、翌取扱期間におけるさんのへ Pay 取引金額から差し引く方法、又は発行者の指定する方法により返還するものとします。

第7条(クレーム対応等)

- 1加盟店は、対象商品等に関連して、利用者又は第三者からクレームを受けた場合は、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要

な措置を講じるものとし、発行者に迷惑をかけないものとします。

2加盟店は、対象商品等に関連して法令違反又は行政処分等の対象となることが認められ、又はそのおそれがあると認めるときは、その内容及び経過を発行者に対して直ちに報告するものとします。

第8条(遵守事項)

1加盟店は、本規約及び本システム利用規定のほか、関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。

2加盟店は、発行者がさんのへ Pay の利用促進のために、印刷物、電子媒体等に加盟店の名称、所在地、業種等の情報を掲載する旨の申入れをした場合、これに協力するものとします。

3加盟店は、発行者が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

第9条(秘密保持義務)

加盟店は、本規約の内容及び本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に漏えいし、開示し、又は提供してはならないものとします。ただし、あらかじめ相手方から書面による承諾を得た場合及び法令等に基づき公的機関より開示を求められた場合はこの限りではありません。

第10条(個人情報の取扱い)

1加盟店は、本契約の履行及びさんのへ Pay 使用取引において個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、善良なる管理者の注意をもって厳重に管理するとともに、本業務以外の目的に利用してはならないものとします。

2加盟店は、個人情報の紛失、漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに発行者に書面にて報告するとともに、発行者の指示に従い適切な措置を講じるものとします。

第11条(契約期間及び解約・解除)

1本契約は、第2条第4項の規定による成立時に効力を生じ、令和9年(2027年)3月31日まで効力を有するものとします。ただし、期間満了の3ヶ月前までに当事者から書面による申出がない場合は、1年間自動更新されるものとし、以後も同様とします。

2加盟店又は発行者は、解約日の3ヶ月前までに書面にて相手方に申し入れることにより、本契約を解約することができるものとします。

3発行者は、加盟店が本規約に違反したとき、差押え・破産等の申立てを受けたとき、公序良俗に反する行為を行ったとき、その他継続が困難と認められる事由が生じたときは、直ちに本契約を解除することができます。

第12条(反社会的勢力との取引拒絶)

1加盟店は、自ら及びその役員・従業員が、暴力団、暴力団員、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明・確約するものとします。

2発行者は、加盟店が反社会的勢力に該当すると判断した場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとします。

第13条(準拠法及び管轄裁判所)

1本契約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法に準拠するものとします。

2本契約に関する一切の訴訟については、青森地方裁判所八戸支部又は八戸簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、令和8年(2026年)10月1日から施行します。